

# 定 款

一般社団法人愛知県養鶏協会

# 一般社団法人愛知県養鶏協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は一般社団法人愛知県養鶏協会(以下「協会」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 協会は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

2 協会は、理事会決議によって、支部を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 協会は愛知県における養鶏及びその他家きん経営の健全なる発展を促進するため、会員相互の緊密なる連携のもとに生産物の需給の安定、消費の促進及び養鶏及びその他家きんに関する技術や経営情報の収集、提供等を行い、もって経営の安定に資するとともに養鶏及びその他家きん産業の健全な発展と経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 会員相互の技術及び経営並びに飼育環境に関する研修、及び講習会の開催に関する事
- (2) 鶏卵の消費拡大に関する事項
- (3) 鶏卵の需給安定対策に関する事項
- (4) 養鶏及びその他の家きんの防疫及び飼養管理技術等の改善及び普及に関する事項
- (5) 養鶏及びその他家きんに関する情報の収集、提供等会員の相互連絡と情報交換に関する事項
- (6) 養鶏及びその他家きん経営に対する要望の実現に関する事項
- (7) 鳥インフルエンザ生産者互助基金に関する互助金交付契約の締結、積立金の徴収及び互助金の交付に関する事項
- (8) 鶏卵生産者経営安定対策事業に関する契約の締結、積立金の徴収及び補てん金の交付に関する事項
- (9) 鳥インフルエンザ見舞金制度の加入契約、締結、契約掛け金の徴収及び資金管理、見舞金支払いに関する事項
- (10) 協会が行う事業に関する国・県等から受ける助成金等の代理請求、受領及び支払いに関する事項
- (11) 中央団体との連絡に関する事項
- (12) その他、目的達成に関する事項

(公 告)

第5条 協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 会 員

### (協会の構成員)

第6条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の会員は第3条の目的達成に賛同して入会する個人又は法人の鶏卵生産者及び鶏卵生産者の団体並びに養鶏関連の団体で、愛知県内に事業所を有するもの
  - (2) 准会員 協会の目的に賛同して入会する養鶏以外の家きんを飼養する個人又は法人とその団体で、愛知県内に事業所を有するもの
  - (3) 賛助会員 協会の目的に賛同して、その事業に協力しようと入会する個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

### (会員資格の取得)

- 第7条 協会の正会員及び准会員並びに賛助会員になろうとする者は理事会が定める書面を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 会員資格を取得した会員が相続並びに代表者交代等で変更した場合は、理事会が定める書面に必要事項を記入し、速やかに届け出るものとする。

### (会 費)

- 第8条 正会員及び准会員並びに賛助会員は社員総会(以下「総会」という。)で別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費その他の拠出金品は、会員の脱退においてもこれを返還しない。

### (退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

### (除 名)

- 第10条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該総会の日から10日前までにその旨を書面にて通知し、かつ、総会において弁明する機会をあたえるものとする。
- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉を棄損する行為をしたと
  - (2) 定款又は総会の議決に反する行為をしたとき
- 2 会長は、除名の議決があったときはその旨を当該会員に通知するものとする。

### (会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第 8 条の支払義務を2年以上履行されないとき
  - (2) 総正会員が同意したとき
  - (3) 破産手続き開始の決定を受けたとき
  - (4) 当該会員が死去又は解散したとき

### 第 3 章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上13名以内

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから理事長(代表理事)1名、副理事長2名を互選する。

5 理事及び監事は、各支部の代表である支部長1名、副支部長1~2名を選任できる。その場合、理事と兼務でも構わないものとする。

(役員の仕事)

第13条 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は理事会を組織し、協会の会務の執行を決定する。

5 監事は次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査する

(2) 理事の業務の執行状況を監査する

(3) 理事会及び総会に出席し、監査の結果報告及び意見を述べること

(4) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求し、又は理事会を招集すること

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選を妨げない。

2 補欠又は増員により就任する理事及び補欠により就任する監事の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第15条 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第16条 役員は無給とする。但し、総会で必要と認めるときは有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(代議員)

第17条 協会は、代議員を置くことができる。

2 代議員は、理事会の議決を経て理事長がこれを選任する。

3 代議員は、協会の業務運営上必要な事項について、理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

(顧問)

第18条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、協会の業務運営上必要な事項について、理事長に助言することができる。

## 第4章 会議

(会議の種別等)

第19条 協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。総会は、定時総会及び臨時総会とし、理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 この法人に理事会を置く。理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、一般法人法及び定款に定めた以下の事項に限り決議することができる。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び残余財産の処分

(3) 会員の除名

(4) 役員を除名

(5) 事業計画及び収支予算の決定

(6) 第40条に規定する書類の承認

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行に関する決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(4) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は総正会員の議決権の5分の1以上若しくは監事から会議の

目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 通常理事会は、毎年3回開催する。

4 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2 総会を招集するには正会員に対し、理事会を招集するには理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるときは、14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、総会において、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面又は代理人による表決)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は前2条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 総会議事録には、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長と共に記名・押印しなければならない。

3 理事会議事録には、出席した理事及び監事が記名・押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第30条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、別に定める。

(経費支弁の方法)

第32条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 協会が行う事業のうち、第4条第7号、第8号及び第9号に規定する事業並びに理事会で別に定める事業の経理については、それぞれ特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第33条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度としてその事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 協会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得たのち、毎事業年度の定時総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立までの間、収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

## 第 6 章 専門委員会等

(専門委員会)

第35条 協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(支部会)

第36条 協会は、地域における会員間の養鶏経営の安定に関する連絡、協議、情報交換、支部別消費拡大事業等の円滑な運営を図るため、支部会の開催を支援する。

- 2 支部会は、当該地域の第7条に定める会員をもって構成する。
- 3 支部会の運営に関する事項は、理事会の承認を得て支部長が別に定める。

## 第 7 章 事務局等

(設置等)

第37条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(業務の執行)

第38条 第4条第7号及び8号に規定する事業については、社団法人日本養鶏協会の業務方法書を準用して執行するものとする。

- 2 第4条第9号に規定する事業については、別に定める要綱並びに要領を準用して執行する。
- 3 前項の要綱並びに要領の作成その他協会の業務の執行の方法については、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第39条 協会は、事務所にこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿及び会員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 会員の移動に関する書類
- (5) 役員の略歴書並びに職員の名簿及び略歴書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 定款等に定める機関の議事に関する書類
- (8) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 協会は、前項第1号から第3号まで及び第40条に規定する書類については、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2か月以内に、理事長が事業報告書、貸借対照表、及び損益計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

- 2 協会は、前項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第41条 この定款の変更は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数により変更することができる。

(解 散)

第42条 協会の総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数によらなければならない。

(解散の場合の残余財産の処分)

第43条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 (正会員)	愛知県半田市岩滑西町三丁目18番地の1 知多養鶏農業協同組合
設立時社員 (正会員)	愛知県豊橋市つつじが丘三丁目4番地の1 豊橋市養鶏農業協同組合

(設立時役員)

第45条 協会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	富 田 義 弘 齋 藤 利 明 杉 江 孝 弘 宮 本 一 彦 花 井 千 治 杉 浦 巧 倫 三和田 賢 次 井 上 庄 吾 伊 藤 俊 克
-------	---

設立時監事	牧 野 信 一 廣 瀬 輝 男
-------	--------------------

設立時代表理事	愛知県豊橋市上野町字上野63番地 富 田 義 弘
---------	-----------------------------

(最初の事業年度)

第46条 協会の最初の事業年度は、協会の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人愛知県養鶏協会設立に際し、設立時社員知多養鶏農業協同組合及び設立時社員豊橋市養鶏農業協同組合の定款作成代理人である司法書士彦坂 治は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 24 年 3 月 21 日

設立時社員 知多養鶏農業協同組合  
代表理事組合長 齋藤 利明

設立時社員 豊橋市養鶏農業協同組合  
代表理事組合長 富田 義弘

上記設立時社員の定款作成代理人  
司法書士 彦坂 治